

春季休業中の生徒心得

～保護者の皆様へ～

1. 春季休業期間

令和2年3月20日（金）～令和2年4月 7日（火）

○令和2年3月30日（月）離任式 教室移動

○令和2年4月 8日（水）始業式 着任式

なお、令和2年3月19日（木）までの期間は「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間」であるため、部活動は基本的に禁止、外出、旅行は極力控え、アルバイトも可能な限り自粛するようしてください。

※3月23日（月）以降、登校日が設定される場合があります。長沼高校のホームページや担任等からの連絡を注意深く確認されるようお願いいたします。

2. バイク・自動車の禁止（免許取得、同乗等）

4プラス1ない運動の厳守

「4プラス1ない運動」の趣旨をご理解頂き、事故防止についてご協力をお願い致します。

- ・免許を取らない
- ・車（バイク）を持たない
- ・運転しない
- ・乗せてもらわない
- ・+
- ・親は子供の要求に負けない
- ・卒業生など初心運転者は運転技術が未熟であり、事故を起こす場合があるので、同乗させないようご指導願います。
- ・四輪乗車中に事故にあった際、シートベルトの着用率が高いほど、負傷の程度が低くなることから生徒には全席シートベルトの着用を呼びかけています。ご理解いただきご指導願います。

3. 自転車の交通法規及びマナーを守る。

- ・高校生の自転車による事故が多発しています。加害者となる事故も発生していることから、危険な走行による事故防止とともに、交通ルールやマナーを守って走行するようご指導願います。
- ・青信号の横断歩道を横断中に事故被害に遭う事案が連続して発生しています。イヤホンを着用したり、携帯電話を操作しながらの運転や歩行について十分注意してください。
- ・事故にあった際、安易に「大丈夫です」と対応せず、必ず警察へ連絡するようご指導願います。また自転車で人とぶつかって警察に連絡しないままその場を離れると「ひき逃げ」に問われる可能性があるため、事故を起こしてしまった時も同様に、警察に連絡するようご指導願います。

4. 規則正しく、健全な生活を

- ・この時期には部活動等の送別会等の機会も多く、飲酒、喫煙、盛り場での深夜徘徊、不健全な娯楽施設への出入り等の問題行動に注意してください。
- ・事件事故が夜間に多く発生しているので、夜8時以降の外出は控えさせるとともに、外出時には行き先を明らかにさせ、不必要的夜間外出や無断外泊をさせないでください。
- ・わいせつや痴漢等の被害が昼夜を問わず発生しています。周囲に注意を払い、被害に遭わないようにしてください。緊急時には大声をあげ、助けを求める、110番通報をするなど適切に対処し、事件の拡大を防ぐためにも警察や学校に速やかに連絡するとともに、相手の特徴や車のナンバー、車種等を可能な範囲で覚えるようご指導ください。
- ・遠隔地に交遊関係を求める家出等が多く発生しているため、家出等が発生した場合には、学校に連絡するとともに、犯罪に巻き込まれる危険性を考慮し、警察等の関係機関と連携を図りながら対応願います。
- ・自画撮り画像の送信による「自画撮り被害」が増加しています。なお福島県青少年健全育成条例が改正され、自画撮り被害などの防止対策が強化されます。詳しくは別紙をご覧ください。
- ・今年度高校生のわいせつ事案が増加しています。内容は盗撮行為など誤ったスマートフォンの取り扱いによるものであり、衝動的かつ軽い気持ちから行為に及んだものと考えられます。また、ツイッター、掲示板への悪質な書き込みが刑事罰の対象になることもあるので、その使用状況や使用料金の把握に努めてください。
- ・無料通信アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用については、賢く安全に使用できるよう家庭におけるルール作りとともに、携帯電話会社におけるフィルタリングサービスの積極的な活用を奨めます。
- ・県内の高校生がなりすまし詐欺の受け子をして逮捕される事案が発生していますので注意してください。

5. その他

- ・長期休業期間においては、ご家庭において生徒の見守りをお願いします。生徒の悩みや変化を把握した場合には、積極的に学校に相談するとともに、「24時間こどもSOSダイヤル」をはじめとする相談窓口をご利用ください。
- ・何かございましたら、担任又は長沼高等学校までご連絡下さい。
- ・校舎の使用時間 月～金 8時30分～16時30分
※土・日・祝日は使用不可 福島県立長沼高等学校
TEL (0248) 67-2185
FAX (0248) 67-2493